

9 賃金・退職給付制度の改定に関する状況【単位組織組合及び本部組合】

(1) 正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去1年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、「賃金制度の改定」54.7%が最も高く、次いで「退職給付算定方法の見直し」25.9%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」22.2%などとなっている。

各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」92.2%、「退職給付算定方法の見直し」75.3%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」61.1%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、すべての事項において「労使協議機関で協議した」が高くなっている。(第18表)

(2) 正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）について、過去1年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は34.6%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は20.2%となっている。

各事項ごとに改定又は導入において「労働組合の関与あり」は、「賃金制度の改定」51.1%、「退職給付制度の導入」29.4%となっている。また、労働組合の関与の仕方をみると、いずれの事項においても「労使協議機関で協議した」が高くなっている。(第18表)

第18表 事業所における賃金・退職給付制度の改定の有無及び
労働組合の関与の有無・関与の仕方別割合
(単位組織組合及び本部組合)

(単位：％) 令和3年											
区 分	計	実施された	労働組合の関与の有無 関与の仕方（複数回答）					労働組合の 関与なし	実施され なかった	不明	
			労働組合の 関与あり	労使協議 機関で 協議した	団体交渉 を行った	その他					
＜ 正 社 員 に つ い て ＞											
賃 金 制 度 の 改 定	100.0	54.7	(100.0)	(92.2)	<100.0>	<60.5>	<51.9>	< 1.7>	(7.8)	42.3	3.1
退 職 給 付 算 定 方 法 の 見 直 し	100.0	25.9	(100.0)	(75.3)	<100.0>	<65.9>	<38.5>	< 5.5>	(24.7)	69.2	5.0
退 職 一 時 金 の 年 金 化 ¹⁾	100.0	14.9	(100.0)	(46.8)	<100.0>	<73.5>	<26.8>	< 14.8>	(53.2)	79.1	6.0
確定拠出年金制度や他の退職年金 制度等の導入、移行	100.0	22.2	(100.0)	(61.1)	<100.0>	<74.3>	<23.7>	< 9.7>	(38.9)	72.8	5.1
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分 ける退職給付前払い制度の導入	100.0	11.6	(100.0)	(35.8)	<100.0>	<64.9>	<31.2>	< 19.6>	(64.2)	82.4	5.9
そ の 他 の 退 職 給 付 制 度	100.0	16.0	(100.0)	(55.2)	<100.0>	<74.5>	<23.1>	< 7.5>	(44.8)	78.6	5.4
＜正社員以外の労働者について＞ ³⁾											
賃 金 制 度 の 改 定	100.0	34.6	(100.0)	(51.1)	<100.0>	<64.1>	<39.5>	< 10.3>	(48.9)	60.2	5.3
退 職 給 付 制 度 の 導 入	100.0	20.2	(100.0)	(29.4)	<100.0>	<67.0>	<20.8>	< 22.5>	(70.6)	73.6	6.2

注：() 内は、組合員が所属する企業において、過去1年間に改定が実施された労働組合に対する割合である。

＜ ＞ 内は、改定に当たって関与した労働組合に対する割合である。

1) 退職一時金の全部又は一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）に移行したものをいう。

2) 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済の導入、移行をいう。

3) 派遣労働者を除く。